

議案第7号

鳥取中部ふるさと広域連合の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の規定により、平成10年4月1日から、倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町に関する事務を処理するため、関係市町村の協議により別紙のとおり規約を定めることについて、同法第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年1月23日

三朝町長 吉田秀光

平成10年1月23日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

# 鳥取中部ふるさと広域連合規約

## 第1章 総則

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、鳥取中部ふるさと広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務
- (2) ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務
- (3) し尿処理施設の設置及び管理に関する事務
- (4) 火葬場施設の設置及び管理に関する事務
- (5) 伝染病隔離病舎の設置及び管理に関する事務
- (6) 消防（消防団事務を除く。）及び救急に関する事務
- (7) 交通災害共済事業に関する事務
- (8) 視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務
- (9) 固定資産評価審査に関する事務
- (10) 滞納整理に関する事務
- (11) 休日急患診療所の設置及び管理並びに病院群輪番制病院の運営に関する事務

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとす

る。

- (1) ふるさと市町村圏計画の基本方針並びに同計画に基づく事業の実施に関連し広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (2) ごみ処理施設の設置及び管理並びにごみの収集、運搬及びリサイクルに関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (3) し尿処理施設の設置及び管理並びにし尿の収集及び運搬に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (4) 火葬場施設の設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (5) 伝染病隔離病舎の設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (6) 消防（消防団事務を除く。）及び救急に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (7) 交通災害共済事業に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (8) 視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (9) 固定資産評価審査事務に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (10) 滞納整理事務に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (11) 休日急患診療所の設置及び管理並びに病院群輪番制病院の運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (12) 広域計画の期間及び改定に関すること。
- (広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は鳥取県倉吉市八屋307番地の4に置く。

## 第2章 議会

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、  
18人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員のうちから、関係市町村の  
議会において選挙する。

2 関係市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 倉吉市 9人
- (2) 羽合町 1人
- (3) 泊村 1人
- (4) 東郷町 1人
- (5) 三朝町 1人
- (6) 関金町 1人
- (7) 北条町 1人
- (8) 大栄町 1人
- (9) 東伯町 1人
- (10) 赤碓町 1人

3 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法(昭和22年法律第  
67号)第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたとき  
は、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1人を  
選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

### 第3章 執行機関

(広域連合の執行機関の組織)



第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長9人、助役及び収入役を置く。

(広域連合の執行機関等の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから関係市町村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙を行う場所は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町村長をもって充てる。

5 助役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の助役のうちから選任する。

6 収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の収入役のうちから選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町村の長としての任期による。

2 助役の任期は、関係市町村の助役としての任期による。

3 収入役の任期は、関係市町村の収入役としての任期による。

(補助職員)

第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、この広域連合に必要な吏員その他の職員を置く。

(教育委員会)

第15条 広域連合に教育委員会を置く。

2 教育委員会は、5人の教育委員をもってこれを組織する。

3 教育委員は、関係市町村の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て任命する。

4 教育委員の任期は、4年とする。

(選挙管理委員会)

第16条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第17条 広域連合に、監査委員3人を置く。

- 2 監査委員は、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は1人とする。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(固定資産評価審査委員会)

第18条 広域連合に、固定資産評価審査委員会を置く。

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、12人とする。
- 3 固定資産評価審査委員は、関係市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は関係市町村の住民若しくは市町村税の納税義務がある者以外の者で固定資産の評価について学識経験を有するもの(この項において「学識経験を有する者」という。)のうちから、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て選任する。この場合において、学識経験を有する者のうちから選任する固定資産評価審査委員の数は2人とする。
- 4 固定資産評価審査委員の任期は、3年とする。ただし、広域連合の設置後最初に選任される固定資産評価審査委員の任期は、地方税法(昭和25年法律第226号)第424条の規定によるものとする。

#### 第4章 経費

(広域連合の経費の支弁の方法)

第19条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) 地方債
- (5) その他

2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。

第5章 雑則

(その他)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

- 1 この規約は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 広域連合は、解散した中部広域行政管理組合の事務及び財産を継承する。
- 3 広域連合長が選任されるまでの間、解散した中部広域行政管理組合の解散時の理事会理事長が、鳥取中部ふるさと広域連合長職務執行者として広域連

合長の職務を行う。



別表（第19条関係）

| 区 分                   |   | 負 担 割 合  |
|-----------------------|---|--|
| 管<br>理<br>費           | 議会費及び総務費  | 倉吉市 51%<br>町 村 49%   |
|                       |   | (前年度におけるごみ処理費、し尿処理費、火葬場費、予防費、交通災害共済事業費(特別会計)、固定資産評価審査費、滞納整理費、及び休日急患診療所及び病院群輪番制病院運営費の各町村負担割合) |
| ご<br>み<br>処<br>理<br>費 | 運営管理費   | 人口割 20%<br>(最近の国勢調査人口による負担割合)<br>実績割 80%<br>(前年の利用実績による負担割合)                                 |
|                       | 建設費<br>(用地費、建設工事費、<br>公債費の償還金及びそ<br>の他建設に要する経費<br>と認めるもの) | 人口割 20%<br>(最近の国勢調査人口による負担割合)<br>実績割 80%<br>(前年の利用実績による負担割合)                                 |
| し<br>尿<br>処<br>理<br>費 | 運営管理費   | 人口割 20%<br>(最近の国勢調査人口から前年の12月末現在<br>の下水道人口を除いた負担割合)<br>実績割 80%<br>(前年の利用実績による負担割合)           |
|                       | 建設費<br>(用地費、建設工事費、<br>公債費の償還金及びそ<br>の他建設に要する経費<br>と認めるもの) | 人口割 80%<br>(最近の国勢調査人口から前年の12月末現在<br>の下水道人口を除いた負担割合)<br>実績割 20%<br>(前年の利用実績による負担割合)           |
| 摩<br>瑠<br>火<br>葬<br>場 | 運営管理費   | 人口割 50%<br>(最近の国勢調査人口による負担割合)<br>実績割 50%<br>(前年の利用実績による負担割合)                                 |
|                       | 建設費<br>(用地費、建設工事費、<br>公債費の償還金及び                           | 人口割 80%<br>(最近の国勢調査人口による負担割合)<br>実績割 20%   |



|                       |                    |   |
|-----------------------|--------------------|---|
| 費                     | その他建設に要する経費と認めるもの) | (前年の利用実績による負担割合)  |
| 赤碓斎場費                 | 運営管理費及び建設費         | 実績割 100%<br>(前年の利用実績による負担割合)  |
| 予防費                   |                    | 人口割(最近の国勢調査人口による負担割合)   |
| 消防費                   |                    | 次により積算された金額による負担割合<br>倉吉市<br>(基準財政需要額に積算された消防費に係る交付税の80%)<br>町 村<br>(各町村の消防費について消防法の規定に基づき指定都市の指定を受けることによって増加した消防費に係る交付税の増加分) |
| 交通災害共済事業費             |                    | 人口割(最近の国勢調査人口による負担割合)   |
| 教育費                   |                    | 人口割(最近の国勢調査人口による負担割合)   |
| 固定資産評価審査費             |                    | 次により区分された経費の負担割合<br>審査に要する経費<br>(審査申出受理件数による負担割合)<br>委員会の一般的経費<br>(管理費の負担割合)  |
| 滞納整理費                 |                    | 基本負担金<br>均等割 30%<br>人口割 70%<br>(最近の国勢調査人口による負担割合)<br>件数割(移管件数1件当たり1,000円)<br>徴収実績割(徴収した金額の30%)                                |
| 休日急患診療所及び病院群輪番制病院の運営費 |                    | 実績割(休日急患診療所及び病院群輪番制病院の利用実績による負担割合)<br>実績割額を除くその他必要な経費は管理費の負担割合とする。  |